

発議第1号

千葉市エンディングあり方検討委員会設置条例の制定について

千葉市エンディングあり方検討委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

提出者	千葉市議会議員	吉田 直義
〃	〃	椛澤 洋平
〃	〃	佐々木友樹
〃	〃	盛田 眞弓
〃	〃	中村 公江
〃	〃	福永 洋
〃	〃	野本 信正

千葉県条例第 号

千葉県エンディングあり方検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、安心して人生のエンディングを迎えられる社会を実現するため、千葉県エンディングあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 火葬、埋葬をはじめとする安心して人生のエンディングを迎えるための活動の支援に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

千葉県エンディングあり方検討委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。